

公立大学法人和歌山県立医科大学職員懲戒規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第61号

最終改正 平成25年3月26日和医大規程第114号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則（平成18年4月1日和医大規則第5号。以下「就業規則」という。）に規定する職員の懲戒について、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の手續)

第2条 所属長は、所属する職員に懲戒に該当するおそれのある事実が発生したときは速やかに事実関係を調査し、その結果、懲戒処分を行うに十分な理由があると思料するときは、理事長に対して審査申し立てを行うものとする。

2 理事長は、所属長から前項の審査申し立てがあったときは、教員にあっては教育研究審議会、教員を除くその他の職員にあっては公立大学法人和歌山県立医科大学職員賞罰審査委員会（以下「賞罰審査委員会」という。）に附議するものとする。

3 理事長は、前項の規定にかかわらず、処分の検討が必要と判断した場合は、教育研究審議会、賞罰審査委員会に附議することができる。

4 教育研究審議会又は賞罰審査委員会は、前2項により附議された職員の懲戒処分の量定を決定し理事長に報告するものとする。なお、懲戒処分の量定を決定する場合には、当該職員に弁明の機会を与えるものとする。

(書面等の交付)

第3条 理事長は、懲戒処分をするときは、職員に、その旨を記載した書面及び処分の事由を記載した説明書を交付して行う。

2 懲戒の効力は、前項の書面を職員に交付したときに発生する。

3 第1項の書面及び説明書の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに交付があったものとみなす。

(減給の方法)

第4条 就業規則第44条第1項第2号に定める減給は、その効力発生の日直後の給与の支給日（効力発生の日と給与の支給日とが同日の場合は、次の給与の支給日）に減給分を差し引くこととする。

2 減給する額の総額が、給与の支給日に支給される給与の総額の10分の1を超える場合は、その超える額については翌月以降の給与の支給日に減給する。

3 減給を行う給与の支給日前に退職等した場合には、その退職等をもって減給を打ち切るものとする。

(懲戒処分の基準)

第5条 懲戒処分の基準については、理事会の議を経て理事長が別に定める。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(施行日前の行為に対する経過措置)

2 この規程の施行日の前日以前における職員の行為が、就業規則第43条に定める懲戒の事由に該当するときは、当該行為に対して同規則第44条第1項に定める区分に応じた懲戒に処することができる。

(施行日前の懲戒の効果に関する経過措置)

3 この規程の施行日の前日以前において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分とされた者で、その処分の種類及び程度(以下「種類等」という。)の効果が生じた日以降においても及ぶ懲戒処分とされたものについては、当該処分の種類等を就業規則第44条第1項に定める懲戒の区分とみなし、特に発令がされない限り、なお、従前の懲戒処分の種類等の効力を有するものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。